

翻 訳

# カイ・P・ロデグラ著「クルーズの場合の 旅行法に関するヴェルツブルク表」(2・完)

高 橋 弘 訳

カイ・P・ロデグラ著「クルーズの場合の旅行法に関するヴェルツブルク表」

RA Kay P. Rodegra, Wuerzburger Tabelle zum Reiserecht bei  
Kreuzfahrten, MDR Sonderheft 21/ 2012

## 目次

- I はじめに
  - 1 パック旅行
  - 2 旅客の請求権
  - 3 旅客対応への助け
- II 表
  - 1 クルーズの開始前
    - a) 旅客による旅行解除
    - b) 旅行解除費用保険
    - c) 給付の変更等
    - d) 入国規定
  - 2 クルーズ船への到着旅行／  
クルーズ船からの帰路旅行
    - a) バス
    - b) 航空便
      - aa) 遅延／中止 (キャンセル)
      - bb) 飛行ルート
      - cc) 航空会社
      - dd) 手荷物
  - 3 クルーズの開始
  - 4 船室
    - a) 船室の大きさ (広さ)
    - b) 船室の設備
      - aa) 設備の欠如
      - bb) 瑕疵ある設備
    - c) 船室からの眺望
  - 5 船の設備 (以上、前号)
  - 6 クルーズの間—船上で
    - a) 騒音と振動
    - b) 臭気と清潔
    - c) 食事とサービス
    - d) 従業員
    - e) 同行者
    - f) 罹病
    - g) 船上での事故
    - h) 犯罪
    - i) 船客心得・居住者心得
  - 7 クルーズの間—船外で
    - a) 天気
    - b) 旅行コース
    - c) 上陸
  - 8 船舶の損傷 (以上、本号)

## 6 クルーズの間—船上で

## a) 騒音と振動

問題	事案	請求権	出典
港の騒音	クルーズ船がコンテナ港に停泊した。船上で港の騒音が聞こえた。	旅行代金の減額なし。停泊地との関連で存在する騒音侵害は、補償なしに甘受されなければならない。	AG Rostock v. 16. 11. 2011 - 47 C 270/11, RRa 2012, 40
上陸用 棧橋の 引き上げ	上陸用棧橋の引き上げ・降下に際しては、不快なひどい騒音が響く事態となった。	旅行代金の減額なし。船に典型的な騒音は補償なしに甘受されなければならない。	AG Rostock v. 24.3.2010-46 C 322/09
錨の衝 撃音	荒れた海(激浪)での投錨の場合には、大きな衝撃音があった。	旅行代金の減額なし。船に典型的な騒音は補償なしに甘受されなければならない。	AG Bremen v. 10.1.2002-25 C 0413/01
貨物艙 口 Ladeluk e	旅客の船室の下に、港で開閉の際に騒音を生じる貨物艙口があった。船の荷物積み込みの際にコンベアベルトも騒音を生じた。	代金減額はなし。船に典型的な騒音は補償なしに甘受されなければならない。純粋の不愉快を意味する。	AG Bremen v. 18.3.2011, RRa 2011, 123f.
エンジン騒音	船尾の船室では、エンジン騒音が更に前方の船室より高く聞こえた。	代金減額なし。エンジン騒音は、より大きな騒音でも、船では典型的である。	AG Muenchen v. 18.7.2007-242 C 16587/07 ; AG Hamburg v. 3.6.2003, RRa 2003, 25f.
デッキ 清掃	デッキ清掃の際に乗組員が騒音を生じた。	代金減額なし。	AG Frankfurt/M. v. =.1.2004, -29C 1593/04-81.
エアコン	カリブ海でのクルーズ船でエアコン・通風装置による騒音迷惑という事態になった(欠陥はなかった)。それによって特別スイートの旅客が煩わしいと感じた。	代金減額なし。とりわけカリブ海クルーズの場合には、すなわち、亜熱帯の温度の場合には、旅客に望まれる快適さを提供するため、エアコンが24時間ぶっとうして稼働することを覚悟しなければならない。	LG Rostock v. 15.11.2011, RRa 2012, 137f.

音楽	旅客の船室がバーの近くにあった。真夜中まで船室で音楽が聞こえ、旅客を悩ました。	20 %の代金減額。	AG Rostock v. 12.3.2010, RRa 2010, 139f.
隣の船室	通常、船上では隣の船室で度々騒々しい論争が行われることから、隣の船室からの騒音の迷惑という事態になる。添乗員は、機会があったが、何らの救済もなしえなかった。	15 %の代金減額。	OLG Frankfurt/M. v. 1.12.1982, NJW 1983, 235ff.
振動	航行中船上で振動が感じられた。	代金減額なし。船に典型的な振動は、避けられず、純粹の不愉快として無補償で甘受されなければならない。	AG Bremen v. 23.7.1999 - 23 C 503/98
欠陥のあるスタビライザー (揺れ止め)	船上での夜の静粛が欠陥のあるスタビライザー (揺れ止め) により、著しく妨げられた。	各侵害された夜につき旅行代金日額相当分の 50 %の代金減額。付加的に失われた旅行の喜びに基づく損害賠償、民法第 651f 条第 2 項。	AG Frankfurt/M. v. 5.9.2005, NJW-RR 2006, 194f. = RRa 2006, 238

b) 臭気と清潔

問題	事案	請求権	出典
排気ガス	河川クルーズ船で (ディーゼルの) 排気ガスの臭いがした。	代金減額なし。船に典型的な臭いは補償なしに甘受されなければならない。	AG Hamburg v. 3.6.2003, RRa 2003, 225f.
塩のざらついた船の手すり	海の塩で損なわれたため、クルーズ船上のてすりがみすぼらし (unansehnlich) かった。	代金減額なし。	OLG Frankfurt/M. v. 8.4.1993, VuR 1993, 237ff.
船に付いた錆	クルーズ船の外側にサビた箇所があった。	代金減額なし。船のサビた箇所又はサビで塗料のはげた箇所は何ら旅行の瑕疵ではない。	AG Muenchen v. 27.4.2001, RRa 2002, 25f.
デッキ上の犬の糞	ある旅客の犬がデッキ上に「その仕事 sein Geschaeft」を残した。汚れは除去されなかった。	純粹の不愉快につき代金減額なし。	AG Offenbach/M. v. 23.3.2009, RRa 2010, 137ff.

デッキ上のゴミ	クルーズ船のデッキ上に、風でゴミバケツから外に出て散らばったタバコの吸い殻やストローなどが認められた。	代金減額なし。	OLG Frankfurt/M. v. 8.4.1993, VuR 1993, 237ff.
小さなシャワー室	船室の浴室に通常の使用をした様子 Gebrauchs- und Abnutzungserscheinung があった。	代金減額なし。	AG Hamburg v. 4.6.2003, RRa 2003, 326f.
船室の清掃	4つ星船での7日間のナイルクルーズで、船室が清掃されなかった。	5%の代金減額。旅行の出発に際しての船室の基本清掃と並んで、さらに2回の清掃がなされることは期待されうる。	AG Hamburg v. 10.3.2004, RRa 2004, 123f.

## c) 食事とサービス

問題	事案	請求権	出典
朝食の時間	船上での朝食時間は5時から10時までと限定されていた。	代金減額なし。	AG Stuttgart v. 25.3.1998, RRa 1998, 156f.
ビュッフェ I	ナイルクルーズの4つ星船で、様々な種類の肉、時おり魚、ライス及びヌードル並びに2つのドレッシングの付いたいろいろなサラダから成る昼及び夜のビュッフェが提供された。デザートとして果物とケーキがあった。旅客はビュッフェを単調だと感じた。	代金減額なし。当該の選択においては、ナイルクルーズ船上で十分な多様性があった。	AG Hamburg v. 17.6.2010, RRa 2011, 99ff.
ビュッフェ II	クルーズ船のビュッフェ・レストランにおいて、ビュッフェが他の休暇旅行者により短時間の内に「すっかり損なわれた verwuestet」。	代金減額なし。他の乗り合わせた旅行者の行動については、旅行主催者は責任を負わない。	AG Muenchen v. 27.4.2001, RRa 2002, 25f.

交代原則 I	船上での（主たるレストランにおける）食事は、交代原則で、すなわち夕食につき早い時間と遅い時間とで提供された。	大きなクルーズ船では交代原則が通常であるから、代金減額なし。それは純粹な不愉快を意味している。	Vgl. LG Duisburg v. 24.11.2005, RRa 2006, 113ff. (ホテル)
交代原則 II	船上での（主たるレストランにおける）食事は、交代原則で提供された。旅客には何ら選択の可能性も認められず、彼には早い時間又は遅い時間が割り当てられた。	旅行の前に状況について旅行説明書で明示的に指摘されていなかったときは、10 %の代金減額。	Vgl. AG Dusseldorf v. 1.6.2001, NJW-RR 2001, 1347 = RRa 2002, 47 (ホテル)
なまぬるい食事	船上での食事は、いつもなまぬるい状態で提供された。	5 %の代金減額。	Vgl. AG Muenchen v. 27.4.2001, RRa 2002, 25f. (ホテル)

d) 従業員

問題	事案	請求権	出典
船医 I	外国のクルーズ船の船医は、英語もドイツ語も話さなかった。	医師が特定の言語を話すことが約束されていないときは、代金減額なし。	AG Offenbach/ M. v. 23.3.2005, RRa 2005, 219f.
船医 II	船医が治療ミスをした。	旅行主催者に対する代金減額も損害賠償もない。船上で働く医師は旅行主催者の履行補助者ではない。	AG Rostock v. 9.3.2012, RRa 2012, 193f ;AG Offenbach/ M. v. 21.12.2007, RRa 2008, 83ff.; OLG Hamburg v. 2.11.1984, MDR 1985, 141
船医 III	船医が間違った診断をし、旅行者にクルーズ旅行の継続を禁止した。	旅行主催者に対する代金減額も損害賠償もない。船上での医療行為は旅行契約には属しない。	AG Rostock v. 17.12.2011, RRa 2011, 55
英語を話す従業員がいない	約束に反して、中国のクルーズ船に英語を話す従業員がいなかった。	10 %の代金減額。	LG Frankfurt/ M. v. 10.7.1997, RRa 1997, 218f.

添乗員なしI	約束されたドイツ人の添乗員がいなかった。	5%の代金減額。	LG Frankfurt/M. v. 25.7.2002, RRa 2004, 166f.
添乗員なしII	中国の「三峡 (Drei Schluchten)」通り抜けのクルーズに、ドイツ語を話す添乗員がいなかった。	当該日の日額旅行代金の20%減額。	LG Frankfurt/M. v. 10.7.1997, RRa 1997, 218f.
押しつけがましい勧誘	河川クルーズの船上で、添乗員により有料の礼服用の夜の催し Galaabend への参加勧誘がうるさく、ほとんど押しつけがましく参加を迫られた。	10%の代金減額。	AG Hamburg v. 10.3.2004, RRa 2004, 123f.
レストランでのサービスの欠如	スクナー型帆船の船上での食事の際に、サービスがなかった。旅客は調理場から自分の食事をテーブルまで運ばなければならなかった。	5%の旅行代金減額。	AG Koenigstein v. 8,5,1996, RRa 1996, 150f.
モーニングコールなし	クルーズ船が夜間(ギリシャのコリントの)有名な運河を通過した。このためモーニングコールを欲した旅客は起こされなかった。	代金減額なし。組織上の配慮義務 organisatorische Fuersorgepflicht の違反は、旅行主催者を非難し得ない。	AG Stuttgart v. 25.3.1998, RRa 1998, 156f.
物的損害	旅客がズボンとシャツとをクリーニングとアイロンかけのためクリーニング屋に出したが、傷んで帰ってきた。	傷んだ衣服の利用不可能は、旅行代金減額を正当化する。傷んだ衣類の損害賠償。	AG Frankfurt/M v. 24.2.1993, NJW-RR 1993, 1328f. = RRa 1994,18

## e) 同行者

問題	事案	請求権	出典
アルコール消費	他の旅客が船上で多量のアルコールを消費し、不快で倒れた。	代金減額なし。大衆観光時代に他の休暇旅行者の良くない行動は付加された不愉快を意味する。	Vgl. LG Kleve v. 23.11.2000, RRa 2001,39(ホテル); AG Bad Homburg v. 13.11.1998, RRa 1999, 205f(ホテル)

携帯電話機の鳴る音	レストランでは、他の旅行者の携帯電話がちょつちゅう鳴っていた。	代金減額なし。大衆観光時代に他の休暇旅行者の良くない行動は付加された不愉快を意味する。	Vgl. AG Potsdam v. 17.4.2003, RRa 2004, 143 (レストランでのホテル客)
子供の叫び声	子供達が船上レストランで叫び声を上げ、テーブルマナーもなってなかった。	代金減額なし。無邪気な行動は単なる不愉快に過ぎない。	Vgl. LG Kleve v. 20.12.1996, RRa 1997, 54ff. (ホテル)
衣服心得 Kleiderordnung	クルーズ船に乗り合わせた人達が通常のドレスを着ていなかった。	代金減額なし。いかなる旅客も、乗り合わせた人達の性格、社交上の礼儀作法及びドレススタイルに関する請求権を持たない。	Vgl. AG Frankfurt /M. v. 9.5.1996, RRa 1996, 200
他の国籍	パンフレット記載にはドイツ人を優先するとしたカリブクルーズ船で、80～90%が他国籍の客であった。	代金減額なし。多数のドイツ人旅客が船上にいることは、カタログ説明により保証されてはいない。	Vgl. LG Kleve v. 23.11.2000, RRa 2001, 233 (ホテル)
もてなし Geselligkeit	560名の旅客を擁するカリブクルーズで、500名のスイス民族音楽グループがいた。娯楽プログラム(吹奏楽、ヨーデル、民族衣装ダンス、アルプスホルンの吹鳴等々)がクルーズを支配した。	40%代金減額	LG Frankfurt/M. v. 19.4.1993, NJW-RR 1993, 951f.

a) 罹病

問題	事案	請求権	出典
船酔い	風力7で、旅客が船酔いになった。	減額及び損害賠償の請求権なし。クルーズの場合、高い波の動きは必ずしも避けられるものではない。クルーズが常に静かな海で行われることについて旅行主催者が保証しているわけではない。	OLG Frankfurt/M. v. =.2.1992, OLG Report Frankfurt 1992, 195f.

広場恐怖症	ある旅客が、広場恐怖症のため旅行を中止した。クルーズ自体は、瑕疵なく履行された。	代金減額も損害賠償もなし。旅行主催者は100%旅行代金を請求できる。	AG Bad Homburg v.24.5.1994, RRa 1994, 168f.
胃腸病(原因不明)	いくつかの上陸許可を得た南の地域でのクルーズで、1人の旅客が下痢を発病した。他の若干の旅客も下痢に見舞われた。	発病の原因が旅行主催者の責任領域にあることが確定しない限り、代金減額及び損害賠償の請求権なし。南の諸国における下痢は多くの原因がありえ、一般的な生活リスクである。	Vgl. AG Hamburg v. 29.4.2010, RRa 2010, 270ff (ホテル/エジプト); LG Duesseldorf v. 23.12.2005, RRa 2006, 113 (ホテル/トルコ)
ウイルス感染	船上で旅客がウイルス感染で発病した。他の若干の旅客も同様に発病した。	発病の原因が旅行主催者の責任領域にあることが確定しない限り、代金減額も損害賠償もなし。他の休暇旅行者によるウイルス感染は一般的な生活リスクである。	AG Offenbach/M. v. 8.9.2005, RRa 2006, 81f.
ノロウイルス	ある旅客が船上でノロウイルスで発病した。22%の他の旅客も同様に発病した。	旅行主催者に対する代金減額及び慰謝料の請求権あり。発病者がかなりの数に上ることから、発病の原因が汚染された食事や飲料又は衛生の瑕疵にあるとの一応の証明 <i>Anscheinsbeweis</i> が存在する。	LG Frankfurt/M. v. 8.8.2011, RRa 2012, 51
サルモネラ菌	旅客がクルーズ船の船上でサネモネラ菌により発病したことが証明された。	病気の期間につき該当する旅行代金の100%代金減額。さらに、旅行主催者の過失が非難されるときは、損害賠償も。	LG Darmstadt v. 13.1.1995, RRa 1995, 123ff.
胃腸病(衛生の瑕疵)	船上での衛生関係の瑕疵、とりわけ食器やグラスの洗浄の際の不十分により、かなりの数の旅客が発病した。	代金減額及び慰謝料。	AG Solingen v. 1.9.2010 - 14 C 143/09



g) 船上での事故

問題	事案	請求権	出典
港での 転倒Ⅰ	歩行障害のある旅客が乗船の際、エスカレーターを利用しなければならなかった。その際に、彼は転倒し負傷した。	旅行主催者に対する何らの請求権もなし。旅行主催者は、旅行中または乗船の際に旅行者の個人的な世話 <i>Betreuung</i> について配慮する義務はない。エスカレーターでの転倒は一般的な生活リスクである。	OLG Koblenz v. 15.12.2011, RRa 2012, 71ff.=MDR 2012, 829f.
港での 転倒Ⅱ	ナイルクルーズで、船の出港の際に旅客が、岸壁に埋め込まれた階段で転倒し負傷した。階段がドイツの安全基準に適合していても(手すりの欠如)、欠陥があったとはいえない。	旅行主催者に対する何らの請求権もなし。旅行主催者は階段の構造について何らの影響力も有しない。(不法行為上の)社会的往来安全配慮義務 <i>Vrekehrssicherungspflicht</i> の違反もない。	LG Bonn v.17. 10 1995, RRa 1996,9f. = NJW-RR 1996, 374
船室で 足を滑らした	旅客がその船室の浴室の濡れた床で足を滑らし、負傷した。	旅行主催者に対する何らの請求権もなし。浴室での又はシャワー/バスタブでの足を滑らす危険は、一般的な生活リスクである。	Vgl. AG Muenchen v. 21.7. 2010, RRa 2011, 55 (ホテルの浴室) ; AG Bad Homburg v. 16.1999, RRa 2000, 63 (ホテルのバスタブ)
デッキ で足を 滑らしたⅠ	旅客がデッキでプールの近くの水たまりで足を滑らし、負傷した。	旅行主催者に対する何らの請求権もなし。プールの近くの水たまりで足を滑らすことは、一般的な生活リスクである。旅行主催者は何ら(不法行為上の)社会的往来安全配慮義務に違反していない。「プールでは水濡れに注意」との特別な警告は要求されない。	AG Rostock v. 24.8.2011, RRa 2012, 53

デッキで足を滑らしたⅡ	裸足の旅客がデッキのシャワーで濡れた所で足を滑らせ負傷した。	旅行主催者に対する何らの請求権もなし。シャワーの場所で滑ることは考慮に入れておかねばならない。	AG Stuttgart v. 30.8.1993, VuR 1994, 54; 同様に AG Neuwied v. 2.3.2007, RRa 2007, 258ff. (ホテルのシャワー)
デッキで転倒	船の後退の際に衝撃があり、旅客が転倒し負傷した。	旅行主催者に対する何らの請求権もなし。船での典型的な危険が現実のものとなった。	LG Hannover v. 19.3.2009, RRa 2010, 82f.
デッキでつまずいた	旅客がそこに取り片付けられていた天幕マストにつまづいて転倒し負傷した。	旅行主催者に対する何らの請求権もなし。船上では、デッキで船に典型的な物品を考慮に入れなければならない。デッキに片付けられていたマストにつまづいての転倒は、一般的な生活リスクである。	AG Rostock v. 2.6.2010, RRa 2011, 50f.
レストランで滑って転倒	レストランでの夕食の際に油のシミ(サラダオイル)に滑って転倒し重傷を負った。掃除されるまでの時間(数分間)を切り抜けるために、前もって警告版が立てられていた。	旅行主催者に対する旅行代金減額も損害賠償もなし。目立った警告版の配置により、旅行主催者は(不法行為上の)社会的往来安全配慮義務を履行した。	LG Darmstadt v. 10.8.2001, RRa 2004, 133ff.
スポーツでの転倒	湿ったバスケットコートで転倒し負傷した。	旅行主催者に対する旅行代金減額も損害賠償もなし。湿ったバスケットコートでの転倒は、一般的な生活リスクである。	LG Darmstadt v. 11.5.2006, RRa 2006, 232f.
荒海の場合の転倒Ⅰ	荒海で旅客が自分の船室で転倒し負傷した。	旅行主催者に対する旅行代金減額も損害賠償もなし。揺れる・横揺れ(ローリング)する船での転倒は、一般的な生活リスクである。	LG Bremen v. 5.6.2003, RRa 2004, 203ff.

荒海の場合の転倒Ⅱ	秋のクルーズで旅客が荒海で転倒し負傷した。彼は予定より早く旅行を中止した。	旅行主催者に対する旅行代金減額も損害賠償もなし。旅行の瑕疵はないから、本件旅行の中止は、民法第651e条第1項による旅行契約の解約ではない。揺れる船での転倒は、一般的な生活リスクである。	LG Bremen v. 3.6.1997, MDR 1997, 1108
荒海の場合の転倒Ⅲ	船の揺れにより、旅客が船室の浴室と居間との間の段につまづいて負傷した。	旅行主催者に対する旅行代金減額も損害賠償もなし。一般的な生活リスクが現実のものとなった。	AG Rostock v.9.3.2012,RRa 2012, 193f.
荒海での負傷	荒海の際にドアが勢いよく閉まり、旅客が負傷した。	旅行主催者に対する旅行代金減額も損害賠償もなし。荒海の際にドアが勢いよく閉まることは、一般的な生活リスクに属する。	LG Duesseldorf v. 26.4.1991, MDR 1992, 351f.
木片	遠足ボート（漁船）上で旅客が木片で負傷した。	旅行主催者に対する旅行代金減額も損害賠償もなし。損害発生は、一般的な生活リスクに属する。	OLG Duesseldorf v. 5.4.1990, NJW-RR 1990, 825f. = VuR 1990, 153ff.
ショック	ケーブルが絶縁されていなかったため、感電して同行旅行者が死亡した。旅客は立会人になり、ショックを受けた。旅行主催者には（不法行為上の）社会的往来安全配慮義務違反の責任が帰せられた。	事故日及びその後の4日間については旅行代金の日額相当分の100%減額、さらなる2日間につき50%の減額。	LG Hannover v. 9.4.2002, RRa 2004, 109f.
崩壊した上陸用栈橋Ⅰ	上陸用栈橋が崩壊したため、旅客が負傷した。 結果：膝打撲傷及び裂傷。	事故日以降旅行代金日額分の25%減額。旅行主催者の（不法行為上の）社会的往来安全配慮義務違反が証明されるときに限り、慰謝料請求権あり。	LG Muenchen v. 18.7.2002, RRa 2002, 262f.
崩壊した上陸用栈橋Ⅱ	旅客が船を後にする際に、渡り板が崩壊したため、栈橋で転倒し負傷した。	旅行主催者の（不法行為上の）社会的往来安全配慮義務違反が証明されないときには、損害賠償請求権なし。	LG Frankfurt/M. v. 22.2.2002, RRa 2002, 210f.

階段で足を滑らした	直前に拭き取られていたが、なお湿っていた大理石の階段で滑って転倒した。警告板は立っていなかった。	代金減額及び損害賠償の請求権あり。旅行主催者は逸脱行為、すなわち彼の履行補助者の(不法行為上の)社会的往来安全配慮義務違反を甘受しなければならない。	OLG Koblenz v. 16.12.2009, MDR 2010, 630
板張りの床で足を滑らした	旅客がデッキで拭き取られていた板張りの床で滑って転倒した。警告板は立っていなかった。	代金減額及び損害賠償の請求権あり。旅行主催者は逸脱行為、すなわち彼の履行補助者の(不法行為上の)社会的往来安全配慮義務違反を甘受しなければならない。	LG Frankfurt/M. v. 8.8.2011, RRa 2012, 51

## h) 犯罪

問題	事案	請求権	出典
窃盗Ⅰ	旅客の船室から貴重品が盗まれた。	旅行主催者に対する請求権なし。宿泊による窃盗は一般的な生活リスクである。	Vgl. LG Duisburg v. 21.4.2005, RRa 2005, 225ff. (ホテルの部屋)
窃盗Ⅱ	船上で旅客のための金庫から貴重品が盗まれた。	旅行主催者に対する請求権なし。窃盗は一般的な生活リスクである。	Vgl. AG Duisburg v. 10.11.2004, RRa 2005, 29f.
窃盗Ⅲ	乗組員が旅客の所で窃盗を行った。	旅行主催者に対する請求権なし。窃盗は、一般的な生活リスクであり、旅行の瑕疵を意味しない。乗組員はなるほど主催者の履行補助者ではあるが、窃盗の場合、乗組員は「契約の履行として」行為しているのではないから、主催者の何らの責任も発生しない。	Vgl. OLG Muenchen v. 24.4.1999, RRa 1999, 174f. (ホテルカフェ)

i) 船客心得・居住者心得 Schiffs- bzw. Hausordnung

問題	事案	請求権	出典
アルコール禁止	クルーズ船はオスロの港を出港した。旅客がアルコールを船内に持ち込んだ。彼はアルコール禁止を指摘されていた。次の港で旅客は船から追放され、彼の旅行は終わった。	旅客は、旅行代金の返還請求権、予定より早まった帰路旅行の増加費用についての損害賠償請求権及び失われた休暇の喜びに基づく損害賠償請求権（民法第 651f 条第 1 項及び第 2 項）を有す。単なる居住者心得違反は船からの追放を正当ならしめるには不十分である。	AG Frankfurt/M v. 25.3.2011, RRa 2011, 250ff.
喫煙禁止	オーストリア、ハンガリー及びルーマニアの河川を巡る河川クルーズにおいて、船上の全ての場所での喫煙が禁止されていた。パンフレットではこの点についての指摘はなかった。当該旅客は喫煙者であった。	旅行代金 10 % 減額。クルーズ船での一般的な喫煙禁止は契約構成要素になっていなかった。	AG Frankfurt/M v. 21.9.2011, DAR 2011, 642= RRa 2012, 158

7 クルーズの間—船外で

a) 天気

問題	事案	請求権	出典
荒海	クルーズで荒海に遭遇して、船が常に揺れた。	代金減額なし。クルーズを行う者は波の状況を計算に入れておかねばならない。	Vgl. OLG Bremen v. 3.6.1997, MDR 1997, 1108
悪天候	クルーズは悪天候で始まった (ビスカヤ湾を巡る船旅)	旅行の瑕疵はないから、代金減額なし。旅行主催者は天気には影響力をもたない。	OLG Frankfurt/M v. 16.9.1992, OLG Report Frankfurt 1992, 195f.
回避	クルーズ船が悪天候の中にはまり込んだ。しかし、船舶及び旅客の安全に対する危険は存しなかった。	旅行主催者に対する請求権なし。具体的な危険状態がない限り、悪天候を回避する船舶指導義務は存しない。	Vgl. OLG Bremen v. 3.6.1997, MDR 1997, 1108

## b) 旅行コース

問題	事案	請求権	出典
河川旅行の進路変更	ナイルクルーズが、上流へ行くのに変えて下流へ行った。約束された全停泊地への寄港はなされた。	代金減額なし	AG Bonn v. 16.3.1994, NJW-RR 1994, 884
夜間航行	昼間ずっと名所見学をしたので、河川クルーズは一部夜間に行われた。	代金減額なし	AG Hamburg v. 3.6.2003, RRa 2003, 225f.
プログラム変更	河川クルーズで旅行主催者が一部プログラムを変更し、代替りのプログラムを提供した。	代金減額なし。旅行主催者が予約の枠内で変更があることを指摘していたときは、旅行者は取るに足りない変更を甘受しなければならない。	AG Ludwigsburg v. 10.12.1997, RRa 1998, 67
見学の中止	ナイルクルーズでプログラム部分(寺院見学)が中止になった。	旅行主催者がプログラム進行の変更を留保していたときは、代金減額なし。	AG Hamburg v. 3.6.2003, RRa 2003, 225f.
島の変更	クルーズ船が、インドネシアの島に代えてマレーシアの島に寄港した。本来計画された島の港への乗り入れが砂の堆積のためできなくなったのが原因であった。	代金減額なし。変更は単なる不愉快に過ぎない。	AG Offenbach/M v. 23.3.2009, RRa 2010, 137ff.
テロ危険によるルート変更	2001年9月11日のテロ行為後、エジプト及びオマーンのクルーズ目的港へのテロの波及の恐れから、寄港しなかった。	代金減額なし。恣意的な変更が問題となっているのではない。旅行主催者が給付変更を留保していたときは、変更は許される。	LG Hannover v. 11.12.2002, RRa 2003, 27f.
遠足の中止 I	船上で救急医療の必要が生じたので、クルーズ船はルートを変更(港への帰港)せざるをえなかった。変更により次の予定された港への寄港が遅れたので、地上遠足が中止になった。	代金減額なし。救急医療の必要は不可抗力を意味する。	AG Offenbach/M v. 21.12.2007, RRa 2008 83ff.

遠足の中止Ⅱ	特に広告された日の遠足（ガラパゴス諸島の本島の訪問）が中止になった。	該当日の旅行代金日額相当分の 100 % 減額	LG Hamburg v. 27.11.1997, NJW-RR 1998, 708f. = RRa 1998, 76ff.
遠足の中止Ⅲ	その前にクルーズ船に損傷が生じこれをまず港で修理しなければならなかったので、クルーズの枠内で河川（ザンビア川）での広告された遠足が中止になった。時間的な理由から遠足が中止されざるを得なかった。この遠足のために、旅客は特に黄熱病及びマラリアの予防接種を受けていた。	旅行代金日額相当分の 60 % 減額。旅行の特別なアトラクションの中止は、通常の地上遠足よりも高く評価されるべきである。付加的に旅客は、侵害された日につき、民法第 651 条第 2 項による失われた休暇旅行の喜びに基づく補償請求権を有する。	AG Bremen v. 2.7.2002 - 25 C 121/02
流水なし	流水を巡るクルーズが行われると、旅行カタログに約束されていた。異常気温のため氷塊が存しなかった。	代金減額 10 %	OLG Hamburg v. 14.8.2008, RRa 2009, 17f.
河川旅行の短縮	ナイルクルーズが 1・5 日ほど短縮された。	2 日間につき旅行代金日額相当分の 80 % 減額。	AG Hamburg-Altona v. 13.2.2002, RRa 2002, 126f.
大都市の港に直接寄港しなかった	バルト海での 8 日間のクルーズで、約束されたストックホルムの港に寄港しなかった。船は 60 キロ離れた所に接岸し、そこからストックホルムへバス移送された。	代金減額 25 %	AG Muenchen v. 1.4.2009, RRa 2009, 177f.
一港の中止Ⅰ（代替港で）	約束された地中海の港に寄港せず、代りの港に寄港した。	旅行代金日額相当分の 30 % 減額	AG Rostock v. 9.3.2011, NJW-RR 2011, 1360f.- RRa 2011, 148f.
一港の中止Ⅱ（代替港なし）	約束された地中海の港に寄港せず、代りの港も提供されなかった。	旅行代金日額相当分の 50 % 減額	AG Rostock v. 9.3.2011, NJW-RR 2011, 1360f.- RRa 2011, 148f.

一港の中止Ⅲ	4日間の北ヨーロッパクルーズで、契約上の約束に反して、2日間船が停泊する予定であったアイスランドの首都レイキャヴィックの港に寄港しなかった。	到着日につき旅行代金日額相当分の50%減額、2日間につき旅行代金日額相当分の40%減額。	AG Rostock v. 16.3.2012, RRa 2012, 140ff.
一港の中止Ⅳ	外海クルーズで気象条件により港に寄港できなかった。	代金減額なし。旅行主催者が予約の枠内で変更を留保していたときは、旅行の瑕疵はない。	AG Hamburg v.8.7.2004, RRa 2005, 43f.
三港の中止	差し迫った海賊襲撃により8つのうち3つの港に寄港できなかった。	代金減額25%	AG Muenchen v. 14.1.2010, RRa 2010, 186f.
五港の中止	地中海クルーズで10の約束された港のうち5つの港に寄港できなかった。	旅行代金の1/3減額	BGH v. 26.6.1980, MDR 1980, 927f. = NJW 1980, 2189f.
旅行のハイライトの脱落Ⅰ	砕氷船がなかったため、クルーズ船は約束されたルートをとることができず、グリーンランドを周遊できなかった。	代金減額30%	LG Hamburg v. 3.7.2007, RRa 2008, 277f.
旅行のハイライトの脱落Ⅱ	グリーンランドの伝説上の北西通航 Nordwest-Passage の通行が、流氷のため削られた。	代金減額30%	LG Frankfurt/M v. 2.5.1995, NJW-RR 1995, 882f. = RRa 1995, 169ff.
多数のプログラム部分の中止Ⅰ	船の損傷による必要な修繕のため、旅行の進行に遅滞が生じ、多くの旅行目的地に寄港できなかった。	旅行代金の2/3減額	LG Bonn v. 13.3.2009, RRa 2010, 39ff.
多数のプログラム部分の中止Ⅱ	クルーズで特別なアトラクション、入港及び上陸のための立ち寄り先の中止及び短縮が行われた。南極地方での2隻のゴムボートでの航行が行われず、遠足が時間的に短縮された。	各該当日につき旅行代金日額相当分の40%減額	OLG Koeln v. 16 U 82/07, MDR 2008, 1588ff. = RRa 2008, 222ff.



<p>多数のプログラム部分の中止Ⅲ</p>	<p>1 週間のヨットクルーズで、気象条件が決定的な影響を与えたわけでもないのに、ルートが著しく変更された。ペルシャ湾を巡る約束された航行が行われず、上陸での当該副プログラムが中止された。さらに船上で映画上映が行われたが、旅客は不快感を感じた。</p>	<p>代金減額 50 %。その上、失われた休暇期間に基づく損害賠償（民法第 651f 条第 2 項）。</p>	<p>OLG Celle v. 26.9.2002, NJW-RR 2003, 200f. = RRa 2003, 12f.</p>
-----------------------	--	---	--

c) 上陸

問題	事案	請求権	出典
係留時間	<p>港での係留時間が短縮された。21 時間から 14 時間に又は 16 時間から 12 時間に。旅客はこのことを適時に通知された。</p>	<p>代金減額なし。純粹の不愉快。</p>	<p>AG Offenbach/M v. 6.2.2009, RRa 2010, 137ff.</p>
上陸の短縮	<p>港での係留時間が（例えば 15 時間が 6・5 時間に）短縮されたため、島への上陸のための時間がひどく短縮された。</p>	<p>旅行代金日額相当分の 40 % 減額。</p>	<p>LG Bonn v. 26.8.2008, RRa 2008, 275f.</p>
コンテナ港	<p>クルーズ船がコンテナ港に係留された。そこから地上遠足が始まった。</p>	<p>代金減額なし。目的港の説明で旅行主催者は何ら特別な係留場所を約束してはいなかった。港の場所のみが決定的である。</p>	<p>Vgl. AG Rostock v. 16.11.2011, RRa 2012, 40</p>
沖合の停泊地	<p>上陸のためはしけで上陸した。船は港ではなく、沖合の停泊地に停泊した。</p>	<p>代金減額なし。クルーズの場合、旅客は船が港の前の沖合の停泊地に停泊することを考慮に入れていなければならない。はしけでの上陸は甘受すべき不愉快である。</p>	<p>AG Stuttgart v. 25.3.1998, RRa 1998, 156f.</p>
補給ボートの故障	<p>旅客が、結氷していない開水域で、故障した補給ボートから他のボートに乗り換えなければならなかった。</p>	<p>代金減額なし。問題はクルーズでの甘受すべき「冒険」に属する。</p>	<p>AG Stuttgart v. 25.3.1998, RRa 1998, 156f.</p>

遅れたスタート	船が3・5時間遅れて入港したため、地上遠足の開始が遅れた。	待ち時間1時間につき旅行代金日額相当分の5%減額。	AG Hamburg v. 8.7.2004, RRa 2005, 43f.
襲撃	上陸の際、旅客が強奪にあった。	旅行主催者に対する減額及び損害賠償の請求権なし。一般的な生活リスクが現実化したものである。	LG Bremen v. 27.2.2002, RRa 2002, 165f= NJW-RR 2002, 919f

## 8 船舶の損傷

問題	事案	請求権	出典
安全の瑕疵	船上で安全規定が遵守されていないと旅客が感じた。	具体的な影響又は危険状況が現出していない以上、代金減額なし。	AG Stuttgart v. 25.3.1998, RRa 1998, 156f.
浸水	帆船でのクルーズの場合に、浸水があり、作りつけのベッドが長い間湿っていた。	旅行契約の解約(民法第651e条第1項)は正当である。	OLG Duesseldorf v.17.11.1994, NJW-RR 1995, 314 = VersR 1995, 927
激浪による船の損傷	激浪による損傷のため、クルーズ船が修理をせざるを得なくなった。修繕によりルートの変更が必要となり、上陸の中止が生じた。	代金減額は可能。船の損傷は不可抗力に帰せられるので、失われた休暇の喜びに基づく損害賠償はなし。	LG Bonn v. 13.3.2009, RRa 2010, 39ff.
船上の火事	クルーズの間、機関室で火事が生じた。火事は消火された。船は港での修理を要した。約定のプログラムの変更が生じた。	火事の日につき旅行代金日額相当分の2/3減額と、この日につき民法第651f条第2項による失われた休暇の喜びに基づく損害賠償。関係するその後の日々につき旅行代金日額相当分の40%の減額。	AG Bremen v. 2.7.2002 - 25 C 121/02
海損	船の破損によりクルーズは予定より早く終了した。	民法第651e条第1項による旅行契約の解約。その上、旅行主催者の過失があるときは、民法第651f条第1項、第2項による損害賠償。	Vgl. OLG Frankfurt/M. v. 15.12.1995, RRa 1996, 84ff